

長崎バスは地裁の判決を守れ！

長崎バスユニオン 本日ストライキ突入

(長崎バスに3労働組合あるうちのひとつ)

不当処分、不当配転の無効判決が出された

私たち労働組合は処分と強制異動を撤回する裁判で完全勝利しましたが、会社は認めようとせず控訴したので、やむなくストライキに突入しました。利用者の皆様には、ご不便をおかけしており、お詫び申し上げます。

通勤手当も出ない組合員4名に、遠隔地の不当な転勤は無効との判決！

バスの乗務員は早朝から深夜までの勤務形態で、退勤から翌日の出勤まで8時間に満たない乗務員もいます。(法では8時間) 遠隔地への強制転勤では睡眠時間の確保ができない上、乗客の安全が守れないと反対していましたが、今回、長崎地裁から前例のない遠隔地への異動は無効であるとの判決が下されました。

会社側は、労働委員会、長崎地裁と立て続けに敗訴！！

会社側は昨年10月、長崎県労働委員会での敗訴命令に続き、3月27日に長崎地裁でも相次ぐ敗訴の判決を受け、早期労使紛争を締結させ、コロナ対策などの事業運営に傾注するのが公益事業としての社会的責任です。敗訴したのに判決を認めず、差別を続けて控訴する選択をしたことは市民の安全を担う公共交通機関として許されるものではありません。

高齢者など、交通弱者の足を守れ！

2020年春のダイヤ改正では、私たちは適正なダイヤ確保の為、バスユニオンも協議に加えるよう要求しましたが、会社側は多数派労組とのみ協議して大幅なダイヤ削減を行ってきました。これにより高齢者が座れない状況です。遅くまで残業をされた利用者の足を確保してきた深夜便など最終便の減便も行っています。私たちバスユニオンは適正なダイヤ確保と、交通弱者の足を守る為、公平に協議に加えるよう会社側に強く訴えています。